

令和8年度 電気工事士免状作成等委託業務マニュアル

令和8年3月11日改訂

群馬県総務部消防保安課

令和8年度電気工事士免状作成等委託業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）が電気工事士免状の交付事務を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が行う免状作成業務等の処理方法を定める。

第2 免状の種類等

本マニュアルにより取り扱う免状は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とし、交付者は甲とする。

第3 申請書類の審査

1 第一種電気工事士免状新規交付（試験合格者）

(1) 申請者の要件

第一種電気工事士試験に合格し、所定の実務経験を有する者で群馬県内に住所地を有する者

(2) 必要書類

①電気工事士免状交付申請書（様式1）

②試験結果通知書（合格はがき原本）

③実務経験証明書（様式2）

④実務経験の内容により確認が必要な資格、免状（第二種電気工事士免状、認定電気工事従事者証）の写し（原本を持参させ、照合のうえ原本は返却する。）

⑤手数料（群馬県証紙） 6,000円

⑥写真1枚（縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載）

⑦免状送付用封筒（郵便切手等は不要）

⑧住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては提出を受ける日において有効なもの、その他のものにあつては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。コピー可。）

(3) 書類審査の留意点

○群馬県内に住所地を有する者であるか。

○申請書に必要事項が記入されているか。

○住民登録の住所、氏名が記入されているか。

○適正な手数料が納付されているか。

○電気工事に関して3年以上の実務経験を有しているか。（実務経験の内容については、平成7年12月1日 7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照。）

○実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、実務経験証明書の証明者の電気工事業の登録（届出）番号、年月日が記入されているか。

○実務経験が500kw未満の自家用電気工作物に係る工事の場合には、実務経験証明書の証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。

○最大電力500kw以上の自家用電気工作物の需要設備の電気に関する工事は実務経験の対象と

して認められる。500k w以上の自家用電気工作物の工事のみを行う事業者は電気工事業の登録（届出）は必要ない。

- 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、主任電気工事士の指導監督の下で工事を行っているか。
- 実務経験が自家用電気工作物に係る工事の場合には、電気主任技術者の指導監督の下で工事を行っているか。
- 実務経験の証明欄は代表者印が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。
- 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
- 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、第二種電気工事士免状の交付年月日が実務経験証明書に記入され、実務経験算定期間が免状取得後であるか（免状原本持参）。
- 実務経験が簡易電気工事の場合には、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が実務経験証明書に記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか（認定証原本持参）。
- その他、法令違反の工事を行っていないか。
- 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

2 第一種電気工事士免状新規交付（認定による申請）

(1) 申請者の要件

電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持、運用に関し5年以上の実務経験を有する者（以下「主任認定」という。）、又は高压電気工事技術者試験に合格し、当該試験合格後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者（以下「高压認定」という。）

(2) 必要書類

- ①電気工事士免状交付申請書（様式1）
- ②電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書（様式3）
- ③実務経験証明書（様式2）
- ④主任認定の場合は、電気主任技術者免状（電気事業主任技術者資格証明書を含む。）の写し
高压認定の場合は、高压電気工事技術者試験（検定）合格証の写し
（原本を持参させ、照合のうえ原本は返却する）
- ⑤手数料（群馬県証紙） 6,000円
- ⑥写真1枚（縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載）
- ⑦免状送付用封筒（郵便切手等は不要）
- ⑧住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては提出を受ける日において有効なもの、その他のものにあつては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。コピー可。）

(3) 書類審査の留意点

- 申請書に必要事項が記入されているか。
- 住民登録の住所、氏名が記入されているか。
- 適正な手数料が納付されているか。
- 主任認定の場合、電気主任技術者免状取得後、電気工作物の工事、維持又は運用業務に5年以上従事しているか（実務経験の内容については、平成7年12月1日 7資公部第409号資

源エネルギー庁公益事業部長通達参照)。

- 高圧認定の場合、高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に3年以上従事しているか(通商産業省告示第929号参照)。
- 実務経験の証明欄は、代表者印が押印されているか(法人の場合は代表取締役の印)。ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。
- 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
- 審査に当たって疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

3 第二種電気工事士免状新規交付(試験合格者又は指定養成施設修了者)

(1) 申請の要件

第二種電気工事士試験合格者であって県内に住所地を有する者又は、第二種電気工事士指定養成施設修了者であって群馬県内に住所地を有する者

(2) 必要書類

- ①電気工事士免状交付申請書(様式1)
- ②合格通知又は指定養成施設修了証(原本)
- ③手数料(群馬県証紙) 5,300円
- ④写真1枚(縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載)
- ⑤免状送付用封筒(郵便切手等は不要)
- ⑥住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては提出を受ける日において有効なもの、その他のものにあつては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。コピー可。)

(3) 書類審査の留意点

- 群馬県内に住所地を有する者であるか。
- 住民登録の住所、氏名が記入されていること。
- 適正な手数料が納付されていること。
- 養成施設修了の場合には、指定の有無を確認すること。

4 第二種電気工事士免状新規交付(認定による申請)

(1) 申請者の要件

電気工事士法第4条第4項第3号に該当する者で下記のとおり

- 旧電気工事技術者検定規則(昭和34年通商産業省告示第329号)による検定に合格した者
- 職業訓練法(昭和33年法律第133号)による職業訓練指導員免許(職種が電工であるものに限る。)を受けている者のうち、同法第22条第3項第1号に該当する者又は同項第3号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に1年以上従事していたもの
- 旧電気工事人取締規則(昭和10年通信省令第31号)による免許を受けた者であつて、昭和25年1月1日以降に屋内配線又は屋側配線の業務に10年以上従事していたもの

(2) 必要書類

- ①電気工事士免状交付申請書(様式1)
- ②電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書(様式3)
- ③実務経験証明書(様式2)(旧電気工事技術者検定規則による検定合格者は不要)

- ④ (1) の各要件を証する書面の写し (原本を持参させ、照合のうえ原本は返却する。)
- ⑤手数料 (群馬県証紙) 5, 300円
- ⑥写真1枚 (縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載)
- ⑦免状送付用封筒 (郵便切手等は不要)
- ⑧住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類 (有効期間又は有効期限のあるものにあつては提出を受ける日において有効なもの、その他のものにあつては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。コピー可。)

(3) 書類審査の留意点

- 申請書に必要事項が記入されているか。
- 住民登録の住所、氏名が記入されているか。
- 適正な手数料が納付されているか。
- 実務経験の内容に誤りが無いか。
- 実務経験の証明欄は、代表者印が押印されているか (法人の場合は代表取締役の印)。ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。
- 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
- 電気工事の実務に関し規定の経験年数を有しているか。

注) 免状申請は認定を行った知事に提出するため、群馬県外在住者からの申請もあり得る。

5 再交付 (第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通)

(1) 再交付申請該当者

甲が交付した免状の再交付を受けようとする者

(2) 必要書類

- ①電気工事士免状再交付申請書 (様式4)
- ②原免状 (汚損、き損による再交付申請があつた場合のみ)
- ③手数料 (群馬県証紙) 2, 700円
- ④写真1枚 (縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載)
- ⑤免状送付用封筒 (郵便切手等は不要)

(3) 書類審査の留意点

- 甲が交付した免状であること。
- 申請書に必要事項が記入されていること。
- 適正な手数料が納付されていること。

注) 紛失等により、甲が交付した免状であるか確認できない場合は、台帳で照会し確認する。

注) 汚損、き損により提出された免状は申請書類と共に保管し、甲へ提出する。

6 書換え交付 (第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通)

(1) 書換え交付申請該当者

甲が交付した免状に氏名の変更があり、書換えを受けようとする者

(2) 必要書類

- ①電気工事士免状書換え申請書 (様式5)
- ②原免状

③手数料（群馬県証紙） 2,700円

④写真1枚（縦4cm×横3cm 交付申請前6月以内に撮影、無帽、無背景、裏面に氏名を記載）

⑤免状送付用封筒（郵便切手等は不要）

⑥戸籍抄本等（変更の事実を確認できるものに限る。）

(3) 書類審査の留意点

○甲が交付した免状であること。

○申請書に必要事項が記入されていること。

○適正な手数料が納付されていること。

○添付書類で書換え事項の事実を確認すること。

注) 紛失等により、書換えと再交付を同時に行う場合は、申請書類をそれぞれ提出させること。また、書換えと再交付双方の手数を徴収する。

第4 免状の仕様について

- 1 免状の仕様は電気工事士法施行規則第7条の様式に基づくものとする。
- 2 再交付免状の作成について（第一種・第二種免状共通）
免状を再交付する場合は、表面に「再交付」を左上部に記載する。
- 3 書換え処理について（第一種・第二種免状共通）
免状を再度作成するものとする。

第5 書類・免状の取り扱い

- 1 申請書を正当なものとして受け付けた場合は、申請書に受付年月日の印を申請書に押印し、受付記録簿（様式6）に受付日、申請者氏名、区分、納付額等を記入する。（電子データ保存可。）
- 2 申請書類に不備が認められた場合は、申請者に理由を説明して書類を返還又は一時保留し、不備事項の補完後に受け付ける。
- 3 免状の交付番号は、県下一連番号によって番号を付す。
- 4 台帳（Excel形式）の作成、管理は以下のとおり行うこととする。
第一種電気工事士台帳においては交付資格、免状番号、交付年月日、フリガナ、氏名、生年月日、住所、電話番号を入力する。また第二種電気工事士台帳においては交付資格、免状番号、交付年月日、フリガナ、氏名、生年月日を入力する。なお、再交付、書換えに関しては再交付年月日、書換え年月日、書換え内容を欄に入力する。
- 5 免状の再交付及び書換え申請は、設置したいずれの申請受付窓口でも受け付けるものとする。
- 6 申請書類の写真はスキャナで読み込み台帳に貼付するものとする。
- 7 免状を発送する場合には、原則として簡易書留により送付する。なお、送付に要する費用は申請手数料に含まれるものであるが、申請者の希望により受領印等を徴して直接渡す場合はこの限りでない。
- 8 送付した免状が戻された場合は、申請者の所在確認をするなど速やかに所要の措置を講ずるとともに、処理経過を明らかにしておくものとする。
- 9 交付・再交付・書換えに係る標準的な事務処理期間は下表のとおりとする。ただし、特別の事由により、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

免状種類	標準事務処理期間	経由期間（出先→本所）
第一種電気工事士免状	7日間	3日間
第二種電気工事士免状	7日間	3日間

※土日祝日を含まず。申請受付日の翌日から起算。

- 10 甲は、必要に応じ委託事務に係る申請書類や処理状況について、乙に検査及び報告を求めることができるものとする。
- 11 不交付事由の存否について
乙は、電気工事士法第4条5項の規定による不交付事由該当者が存在する旨の連絡を甲から受けている場合は、甲に適宜照会し確認する。
- 12 免状の数量は免状受払い簿（契約書様式4）にて月ごとに、適正な管理を行う。

第6 免状交付申請受付報告書の提出について

乙は、当月分の免状交付件数について、契約書第6条に規定する免状交付申請受付報告書（契約書様式1）に必要事項を記入し、免状交付申請書とともに翌月の5日までに甲へ提出する。

第7 免状交付成果報告書の提出について

乙は、委託費を請求するにあたり、契約書第6条に規定する免状交付成果報告書（契約書様式2）に必要事項を記入し、契約書第6条に定められている所定の期間内に甲へ提出する。

第8 個人情報の取り扱いについて

委託事務に係る個人情報は、契約書添付の個人情報取扱特記事項に基づき保護することとし、漏えいや目的外使用のないよう取り扱いには充分注意すること。

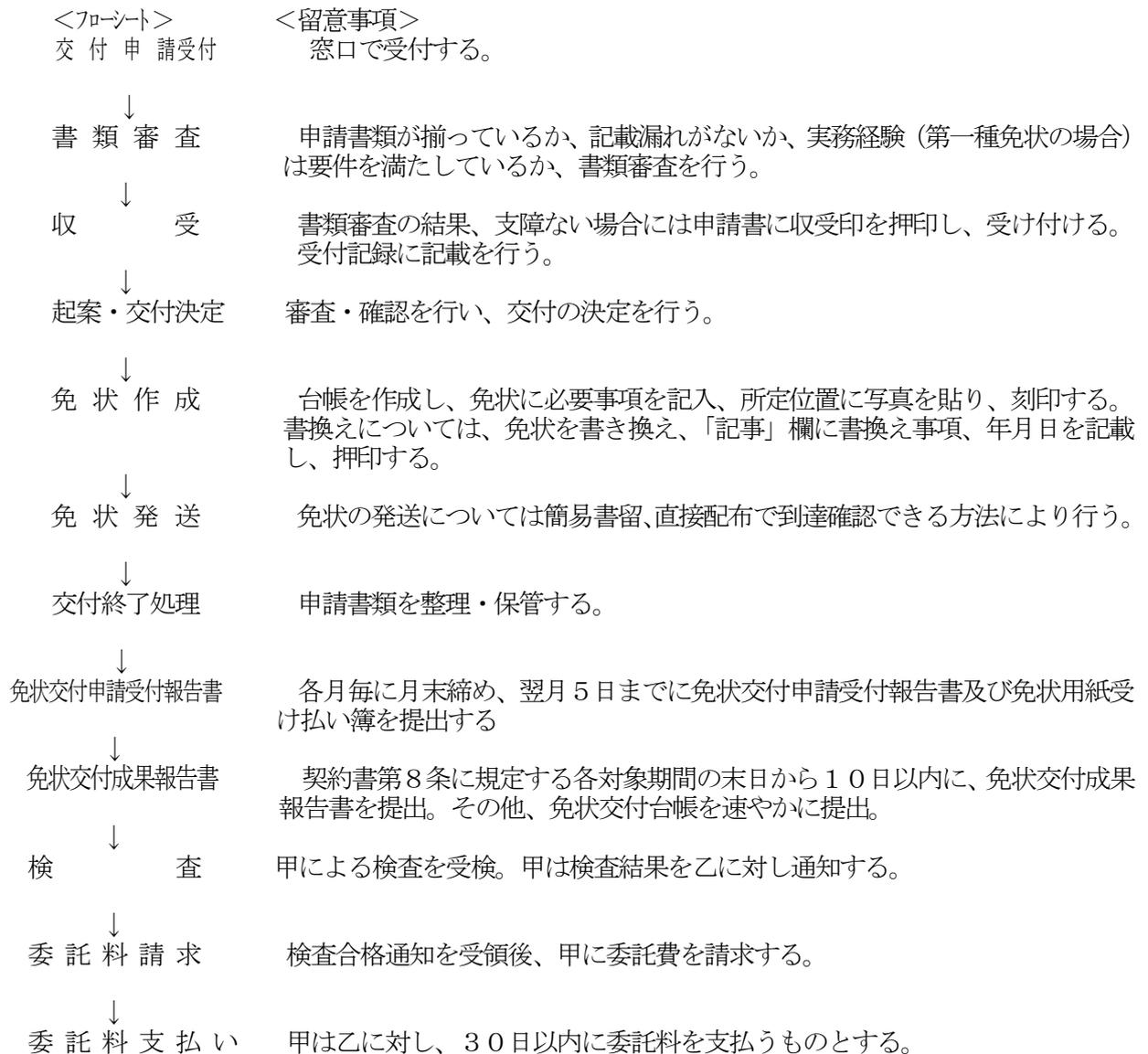
第9 免状交付台帳の作成について

- 1 第一種電気工事士及び第二種電気工事士免状の交付決定後、写真、交付番号、交付年月日、氏名、生年月日、申請資格等を記載した台帳を免状交付台帳（様式第7）及び電子データで作成する。
- 2 委託事務完了後（半期毎）、速やかに免状交付台帳及び電子データを甲へ提出するものとする。

第10 その他

- 1 免状及び免状交付台帳の名前は住民票に記載されている文字を記入する。略字は認められない。常用漢字以外の文字が使用されている場合は、外字を作成して対応するか、不可能であれば、常用漢字で印刷、あるいは手書きで作成すること。
- 2 外国人登録原票記載事項証明書による申請者については、登録名を記載すること。登録名がアルファベットであればアルファベット表記とする。なお通称名だけの表記は認められない。ただし、本名の下に括弧書きで通称名を併記することは可能である。
- 3 実務経験証明書において無登録（無届）業者で働いていた期間は一切、実務経験として認められない。ただし電気工事業を生業としていない業者（製造会社等の自社工場の工事など）についてはこれに該当しない。
- 4 実務経験証明書の証明者（登録（みなし）業者）が国、他都道府県登録の場合については、その登録行政庁に確認を行い、記録を残しておくこと。
- 5 試験結果通知書原本を紛失した申請者については、電気工事試験センターが再発行する試験結果通知書をもって、これに替えるものとする。

参考 事務処理の流れ



様式一覧

- 様式 1 電気工事士免状交付申請書
- 様式 2 実務経験証明書
- 様式 3 電気工事士法第 4 条第 3 項第 2 号の認定申請書
- 様式 4 電気工事士免状再交付申請書
- 様式 5 電気工事士免状書換え申請書
- 様式 6 受付記録簿